

(平成21年7月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格喪失日に係る記録を昭和43年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月31日から同年8月1日まで
中学校卒業後の昭和24年5月、A事業所に入社し、その後数回の転勤はあったが、平成3年12月に定年退職するまで継続して勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された社員名簿、雇用保険被保険者記録及び同僚の供述により、申立人は、申立期間において、A事業所に継続して勤務し（A事業所B支店から同事業所C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所B支店における昭和43年6月の厚生年金保険被保険者原票の記録から、4万5,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料がないことから不明としているが、事業主が申立人の資格喪失日を昭和43年8月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格喪失日に係る記録を昭和35年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年11月1日から35年4月1日まで
昭和31年1月31日にA事業所に入社し、B支店、C支店で40年3月31日まで正社員として継続して勤務した。C支店で勤務した一部の期間だけ厚生年金保険に未加入となっているのは納得できないので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は、A事業所B支店（以下「B支店」という。）において昭和31年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、34年11月1日に資格を喪失し、35年4月1日にA事業所C支店（昭和35年4月1日新適。以下「C支店」という。）において厚生年金保険の資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人から提出された当時のメモ帳の記録、国家試験合格証、及び同僚の供述により、申立人が申立期間にC支店で勤務していたことがうかがわれる。

また、昭和34年8月から申立人と一緒にC支店で従事したとする同僚等の3名のうち2名は、申立期間中にB支店における厚生年金保険の被保険者となっていることが確認でき、このうちの1名は、「申立期間中は申立人と一緒にC支店で勤務した。申立期間及びその前後の期間において、申立人の業務内容及び勤務形態に変更は無く、業務内容は自分たちと同じであった。」と供述している。

さらに、申立人がB支店で一緒に勤務したとしている3名はいずれもB支店における厚生年金被保険者となっていることが社会保険事務所が保管するB支店の被保険者名簿から確認できるとともに、このうちの申立人と同職

種の1名の者は「申立人は申立期間及びその前後の期間、A事業所に在籍し、B支店で勤務するとともに、昭和34年8月頃より会社の指示により、C支店にも勤務していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料をB支店の事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、社会保険事務所のA事業所B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている昭和34年10月の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

申立人は、昭和 45 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの半年契約で、臨時職員としてA事業所に勤務した。最終日（昭和 45 年 9 月 30 日）が日曜日であったことから、その前日で勤務日を打ち切られ、45 年 9 月 30 日が厚生年金保険の資格喪失日となっている。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、昭和 45 年 4 月 1 日から同年 9 月 29 日までA事業所に勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、昭和 45 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの半年契約でA事業所に勤務したとしているところ、同事業所が保管する人事記録によると、採用当初から、任期は1日で、最長でも昭和 45 年 9 月 29 日までの任用となっていたことが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は昭和 45 年 9 月 30 日となっているところ、申立人と同時期に同事業所に勤務した3名の同僚も、申立人と同様に、月の末日が厚生年金保険の資格喪失日となっていることが確認できる。

加えて、申立人は「昭和 45 年 9 月 30 日が日曜日であったため、前日の9月 29 日を勤務最終日とされた。」と申し立てているが、同年 9 月 30 日は水曜日であり、申立人の供述には齟齬がみられる。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。